

医政地発 0208 第 1 号
令和 4 年 2 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

日本DMAT活動要領の一部改正について

平素より災害医療対策につきましては、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、災害発生時においてDMATがより効果的に活動するための視点に加え、新興感染症まん延時におけるDMATの活動を明確化する観点から、下記の内容について、日本DMAT検討委員会において検討されました。

この検討結果を踏まえ、日本DMAT活動要領を別添のとおり改正しましたので通知いたします。

貴職におかれましては、改正内容について、御了知いただくとともに、貴管下のDMAT指定医療機関に対し、周知いただきますよう、よろしく願います。

記

（主な改正内容）

- ① 保健医療調整本部と都道府県DMAT調整本部の関係の明確化
- ② 搬送調整業務における災害医療コーディネーターとDMATの役割の明確化
- ③ 災害発生時のDMAT自動待機及び解除基準の見直し
- ④ 都道府県DMAT調整本部立ち上げの目安の明確化
- ⑤ 新興感染症に係るDMAT活動の位置付け